

矢巾町森林整備計画書

(第三次変更計画)

計 画 期 間

自	令和 3 年	4 月	1 日
至	令和 13 年	3 月	3 1 日

(第一次変更 令和4年4月)

(第二次変更 令和5年4月)

(第三次変更 令和7年4月)

岩手県矢巾町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	3
1	森林整備の現状と課題	3
2	森林整備の基本方針	3
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林の整備に関する事項	6
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	6
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採(主伐)の標準的な方法	6
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1	間伐の基準	11
2	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
3	保育の種類別の標準的な方法	11
4	その他必要な事項	13
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	14
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
3	その他必要な事項	16
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	17
1	森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大に関する方針	17
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	17
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	17
5	その他必要な事項	17
第6	森林施業の共同化の推進に関する事項	18
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	18
4	その他必要な事項	18

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	19
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	19
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3	作業路網の整備に関する事項	19
4	その他必要な事項	1921
第8	その他必要な事項	1921
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1921
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	1921
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	2022
III	森林の保護に関する事項	2223
第1	鳥獣害の防止に関する事項	2223
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2223
2	その他必要な事項	2223
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	2223
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	2223
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	2324
3	林野火災の予防の方法	2425
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2425
5	その他必要な事項	2425
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	2425
1	保健機能森林の区域	2425
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	2425
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	2425
4	その他必要な事項	2425
V	その他森林の整備のために必要な事項	2526
1	森林経営計画の作成のために必要な事項	2526
2	生活環境の整備に関する事項	2526
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	2526
4	森林の総合利用の推進に関する事項	2526
5	住民参加による森林の整備に関する事項	2627
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	2627
7	その他必要な事項	2627

別 表

別表1	公益的機能別施業森林の区域	2728
別表2	公益的機能別施業森林のうち、施業方法を特定する森林区域	6968

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

矢巾町は、岩手県の中央部に位置し、面積は 6,732ha で東西 13.3km、南北 9.8km あり、西部は雫石町に、南部・東部は紫波町、そして北部・東部は県都盛岡市に接している。

地形は奥羽山系に属し、高低は最高海拔 855m、最低海拔 98.5m と西高東低のなだらかな傾斜をなしており、森林のほとんどが西部地域に集中している。

総面積のうち、森林面積は 1,613ha と全体の 23.9% を占めており、うち国有林が 998ha、61.8% であり、他は民有林が 38.1% となっており、国有林への依存が高いところである。

民有林は 615ha で県内では一番少なく私有林が 546ha (88.8%)、公有林 69ha (11.2%) となっている。また、民有林の天然林、人工林別面積は天然林 329ha、人工林 257ha で、人工林率は 41.7% であり、県平均とほぼ同じである。

本町の民有林はその多くが海拔 300m 以下に存在し、平地部分における森林となっており、林業生産というより環境保全的な森林としての役割が求められているところである。

しかしながら、一部の森林では生産活動もあるが、最近の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、森林所有者の高齢化などに起因して林業生産活動が全般にわたって停滞し、間伐・保育等が適正に実施されない森林が増加している。

このため、自然環境の保全等森林の持つ公益的機能に十分配慮し、森林の新たな活用を図るとともに、健全な森林の維持造成に努めながら、次の基本事項を基に地域林業の振興を図る必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

町内の森林の内、民有林面積は 615ha で県内では一番少なく人工林率は 41.7% と県平均とほぼ同じ状況となっていることを踏まえ、森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、以下のとおりである。

機能の区分	森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

適正な森林施業を推進するためには、林業関係者の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、高性能林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、

生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に推進する。

森林所有者に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、森林所有者等へ積極的に働きかけ、施業の集約化を進める担い手を育成し、長期的な施業受委託等が普及・定着するよう努める。集約化を進める事業者等に対しては、研修の開催や情報の提供等、必要な指導・支援を行い、事業者は森林所有者に対して施業の内容や具体的な収支を明示するなどの提案を行う。

また、作業路網の整備や地形等の条件に適合した高性能機械導入等を促進し、労働負担の軽減と生産性の向上を図る。

ア 森林整備の基本的な考え方

本町の森林資源は、民有林に占める人工林率は県平均とほぼ同じであり、その多くが海拔 300m 以下に存在し、平地部分の森林となっており、環境保全的な森林としての役割が求められていることから、森林の整備に当たっては、森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育および間伐など適切な森林整備をするとともに、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など多様な森林整備を促進する。

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示している。

- ・水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ・木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

適正な森林施業を推進するためには、林業関係者の緊密な連携を図りつつ、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に推進する。

本町の森林所有者は、保有 2ha 未満の小規模林家が 9 割を占め、個別の経営では生産効率が上がらず、収益を確保できない状況にある。

このような状態を改善するため、地域内の森林所有者間の連携を深め、森林施業の必要性を相互認識して、地域ぐるみによる施業への取り組みを進め、林業経営の合理化と森林施業の共同化を促進する必要がある。

このため、北上川上流流域森林・林業活性化センター、森林組合等と連携し森林の大切さを含め、各種研修会等を通じながら森林施業の共同化が進むよう普及啓発に努める。

また、各種補助制度等の普及啓発を図りながら、造林から保育、間伐等を実施しながら森林施業の共同化を促進し、併せて森林の持つ諸機能の向上に努める。

イ 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、望ましい森林の姿に誘導するため、適切な森林施業を実施し、より健全な森林資源の維持造成を推進することとする。具体的には、人工林の適時・適切な森林施業の実施、天然林の適切な保全・整備を推進するとともに、立地条件に応じた複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の計画的な実施により、多様な森林資源の整備を図ることとする。

また、林道及び公道と施業対象地を有機的に連結し、保育及び間伐等の的確な森林施業を確保するため、作業路等の整備を促進する。

なお、重視すべき機能に応じた森林区分ごとの森林整備及び保全の方針については、次のとおりとする。

- ・水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地に

については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進する。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう適切な管理を推進することを基本とする。

・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防止等の機能が十全に発揮されるよう、適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等への防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズに応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備と美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、生物多様性保全機能については、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

保健、風致等のため、適切な管理を推進することとする。

・木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の共同化や機械化を通じた効率的な整備をすることを基本とする。

人工林の造成は、ほぼ達成され、今後、一層住民ニーズに応じた多様な森林資源の整備が必要である。そのためには、森林を健全な状態に育成し循環するため、育成単層林・育成複層林・天然生林、それぞれについて、森林資源の質的充実を図る。

また、森林の有する公益的機能の発揮に対する住民の期待が高まっており、それに関連する機能の発揮のため従前以上に配慮した多様な森林施業を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

適正な森林施業を推進するためには、地域の林業事業者が参画した北上川上流流域森林・林業活性化センターを中心とした推進体制を強化し、地域に合った森林施業の共同化、林業の機械化を図る必要がある。

このため、森林組合等への施業委託を進めるとともに、不在町森林所有者にも森林施業の必要性について啓発を行い、森林組合等の事業量の安定確保を図り、効率的森林施業を推進する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢について、主要樹種については、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、当該林齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
町内全域	45年	40年	35年	45年	25年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次の事項を立木の伐採（主伐）の標準的な方法として定める。

なお、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す(3)又は(4)によるものとする。

また、主伐の際は、以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整~~整~~第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

- (1) 森林を伐採する際には、森林の多面的機能の維持増進を図るため1箇所あたりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るものとする。伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。

伐採作業に伴う林業機械の走行に必要な集材路作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。

- (2) 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与える恐れがあることから、溪流敷においては溪岸の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。

- (3) 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、伐採跡地が連続することがないように適切な伐採区域の形状、1か所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実に見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然的条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新が確実と見込まれる森林やぼう芽による更新が確実と見込まれる森林で行うものとする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

- (4) 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(5) 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法		樹 種	主伐時期の 目安（年）	伐区の設定方法等
択 伐	単木択伐作業	スギ アカマツ カラマツ 有用広葉樹	90 以上 80 以上 70 以上 100 以上	伐採率は 30%以下
	群状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	90 以上 80 以上 70 以上	1 伐区 20m×20m で 4 箇所/ha 程度以内
	帯状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	90 以上 80 以上 70 以上	伐採幅は高木の樹高程度以内
皆 伐	長伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ケヤキその他 有用広葉樹	90 以上 80 以上 70 以上 100 以上	伐区の大きさは、土砂の崩壊、 流失に伴い下流域に被害を及 ぼすおそれがない程度とする
	短・中伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ナラ類	50～65 45～60 40～55 25～30	

(6) 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

3 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

また、将来の安定した森林資源の保存を目指し、「択伐や搬出間伐の促進」、「効率的な施業の促進」を進め、伐採作業の主体を皆伐から択伐・搬出間伐へ移行を図ることとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種について、立地条件、既往の造林地の生育状況及び林産物の需要動向を勘案のうえ、適地適木を旨として次のとおりとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、アカマツ(松くい虫抵抗性があるマツに限る)、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹	

また、上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等の指導を受け、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ	中仕立て	3,000 (疎～密 1,000～4,000)
アカマツ	中仕立て	4,000 (疎～密 2,800～5,000)
カラマツ	中仕立て	2,500 (疎～密 1,000～3,000)

森林所有者等が本計画に定める標準的植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合には、林業普及指導員等の指導を受ける。

複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立て本数に下層木以外の立木の伐採率(樹冠占有面積又は材積による率)を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	全面地ごしらえ、筋地ごしらえ、坪地ごしらえの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の立地条件、対象物の量、更新の目的等に応じ最も適切なものを選定し行うものとする。 なお、地ごしらえの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう坑木により固定するものとする。
植付けの方法	作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で行うものとする。
植栽の時期	植栽時期は、原則として、樹木が成長を始める前の4月上旬から5月中旬に行うものとする。ただし、スギについては、梅雨期でも差支えない。 秋植えを行う場合には、落葉から、降霜期までに植付けが終えるよう留意する。

低コスト造林の導入	伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるとともに、植栽に当たっては低密度の植栽やコンテナ苗の活用等、造林コストの低減に努めるものとする。
-----------	---

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、次のとおりとする。

3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内。
択 伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の育成状況、母樹の存在などの森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法等は、県が定めた「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）によるものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）
ぼう芽による更新が可能な樹種	ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法について、気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を定める。

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきものとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さは、30cm以上とする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数（本/ha）
全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）	6,500

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行う場合、ぼう芽の優劣が区分できる時期(ぼう芽発生後4～7年目頃)に、一株あたりの仕立て本数2～5本を目安として行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新完了の判断基準は、林地全域（概ね6割以上）に、将来樹冠を形成する高木性の樹種で、樹高が概ね30cm以上の後継樹の密度が、2,000本/ha以上で発生している状態とする。

$$2,000 \text{ 本/ha} \div 6,500 \text{ 本/ha} \times 3/10$$

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間について、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とし、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

森林の多面的機能を維持するため主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の育成状況、林床や地表の状況、病虫害獣などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、下記基準をすべて満たす森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として、植栽による更新を図ることとする。

ア 現況が針葉樹人工林であること。

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林やアカマツ林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在しない森林

ウ 林床に更新樹種が存在しない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の(1)による。

イ 天然更新の場合

2 の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を次のとおりとする。

最大立木本数（本/ha）	備考
6,500	

最大立木本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る）が更新すべき本数である。

$$2,000 \text{ 本/ha} \div 6,500 \text{ 本/ha} \times 3/10$$

5 その他必要な事項

- (1) しいたけの原木などとして供給されている広葉樹の天然更新は、適期・適齢の更新を継承するとともに、林地保全等環境に配慮した施業を促進する。
- (2) スギの人工造林に当たっては、花粉の少ない品種の導入を検討する。
- (3) 針葉樹人工林の資源の保続、齢級構成の平準化に向け適地適木を基本としながら再造林を積極的に促進する。
なお、近年需要が高まり、将来の資源の枯渇が懸念されるカラマツについては、造林を奨励し将来資源の確保を図る。
- (4) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施するものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐の基準

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹幹疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に、目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うことをいう。

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法について、標準的な森林の立地条件、既往の間伐の方法を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	間伐時期の目安	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	間伐の実施時期は上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とする。	19	25	33	46		間伐の方法は原則として岩手県民有林林分密度管理図を利用する。
アカマツ		17	21	27	36	51	
カラマツ		16	21	29	48		

3 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法について、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとする。

保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										標準的な方法	備考
		年1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
下刈	スギ	○	○	○	○	○						下刈は、造林木の高さが雑草木の丈の概ね1.5倍程度になるまで行う。実施期間は造林木の成長が最盛期となる直前とし、概ね6～7月頃をめどとする。	
	アカマツ	○	○	○	○	○							
	カラマツ	○	○	○	○	○							
つる切		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	下刈終了後3～4年を目安に、つる類の繁茂が著しいところにおいて、つる切りを実施する。	
	スギ		○				○						
	アカマツ	○				○							
	カラマツ	○				○							
除伐		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。なお、自然条件や林木相互配置状況によって方法、程度を考慮して実施する。	
	スギ			○					○				
	アカマツ		○								○		
	カラマツ			○							○		
枝打		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	病虫害の発生を予防するとともに、材の完密度を高め、優良材を得るため、必要に応じて行う。実施時期は、樹木の成長休止期の10～2月頃を目処とする	
	スギ		○					○					
	アカマツ												
	カラマツ												

なお、標準的な方法に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、これに応じた間伐又は保育の方法を定める。

ア 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮して、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めるものとする。

イ 森林の状況に応じて、高性能林業機械や列状間伐の導入などを検討し、効率的な施業の実施を図るものとする。

4 その他必要な基準

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示している。

- ・水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源涵養機能維持増進森林」とする）
- ・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」とする）
- ・快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「快適環境形成機能維持増進森林」とする）
- ・保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「保健文化機能維持増進森林」とする）
- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」とする）

この区分により、重視すべき機能に応じた森林整備及び保全を図ることとする。

岩手県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとなっている。

国が示す公益的機能別施業森林等との関連は、「保健文化機能維持増進森林」を「生態系保全森林（悠久の森）」に、「快適環境形成機能維持増進森林」を「生活環境保全森林（ふれあいの森）」に、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」と「水源涵養機能維持増進森林^{かん}」を併せ「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に、「木材等生産機能維持増進森林」を「資源循環利用森林（循環の森）」となる。

(1) 水源涵養機能維持増進森林^{かん}

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能^{かん}が高い森林
当該森林の区域を別表1(1)により定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2(1)により定める。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	ス ギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広 葉 樹
町 内 全 域	55 年	50 年	45 年	55 年	35 年

(2) 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林、その他水源涵養機能維持増進森林^{かん}以外の森林

ア 区域の設定

① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の**おそれ**がある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等
当該森林の区域を別表 1 (2)により定める

② 快適環境形成機能維持増進森林

日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、水害、霧害等気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等
当該森林の区域を別表 1 (3)により定める。

③ 保健文化機能維持増進森林

住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等
当該森林の区域を別表 (4) により定める。

イ 施業の方法

上記アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を行う。

上記アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を行う。

上記アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行う。特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹(以下「特定広葉樹」という。)を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢のおおむね 2 倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを、当該推進すべき森林施業ごとに別表 2 により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	ス ギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広 葉 樹
町 内 全 域	90 年	80 年	70 年	90 年	50 年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林

施業を行うことが適当と認められる森林等とし、当該森林の区域を別表 1 (5) のとおりと定める。

この際、区域内において上記 1 の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

また、木材生産機能維持増進森林のうち、林地生産力及び施業の効率性が特に高いと認められる森林を「特に効率的な施業が可能な森林」とし、当該森林の区域を別表 1 (6) により定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則として植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

特定非営利活動法人等の活動状況等を勘案し、**森林法**第 10 条の 11 の第 2 項に規定する施業実施協定の参加を促進する。

(2) その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町の森林所有形態は、2ha 未満の所有者が全体の9割以上と小規模所有形態が多く、町有林を除く一戸当たりの平均所有面積は0.8haとなっていることから、林業は他産業との兼業によって支えられている状況であり、一部において森林組合等林業事業体への施業委託が行われているものの、大部分の森林が施業未実施の状態となっていることから、林家、森林所有者への働きかけによる森林施業受託の拡大等について働きかけを行い、林業・木材産業関係者の合意形成及び国有林と民有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業委託等の働きかけや、地域林業の中核的な担い手となる森林組合や木材業者の体質強化を図るため、直営で実施できない各種林業施業の森林組合や木材業者等の林業事業体に対する作業委託推進や、各種研修会や補助制度等の普及啓発を図りながら森林の施業又は経営の受託等による経営規模拡大の促進を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が、森林の経営を委託する場合は、森林の経営の委託を受ける者との契約において、立木竹に係る使用収益、森林の保護等森林の経営の受委託の内容を明らかにするよう留意する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林について、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先させる。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当町の森林所有形態は一戸当たりの平均所有面積は0.8haとなっていることから、単体での施業効率が悪く大部分の森林が施業未実施の状態となっている。

このような状態を改善するため、地域内の森林所有者間の連携を深め、森林施業の必要性を相互認識して、地域ぐるみで施業への取り組みを進め、林業経営の合理化と森林施業の共同化を促進する必要がある。

このため、北上川上流流域森林・林業活性化センター、森林組合等と連携し森林の大切さを含め、各種研修会等を通じながら森林施業の共同化が進むよう普及啓発に努める。

また、各種補助制度等の普及啓発を図りながら、造林から保育、間伐等を実施しながら森林施業の共同化を促進し、併せて森林の持つ諸機能の向上に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

資源構成が類似している共有林については、相互協力により共同での森林施業を実施することにより労働負担の軽減等が図られ、地域にあった特色のある森林整備の促進が図られるようにする。

このことから、森林施業の共同化を推進するため、地区ごとの森林所有者に対して、森林施業の共同化のための合意形成が図られるよう啓発するとともに、不在町森林所有者に対しても森林組合等への施業委託について働きかける。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておく。

共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への施業委託、種苗その他の共同購入等をして行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

共同施業実施者のひとつが前述のとおり明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることの無いよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網の開設については、本書Ⅰの2に定める「森林整備の基本方針」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとする。

開設に当たっては森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進めるものとする。

路網開設の際は、下表「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として林道（林業専用道も含む。以下同じ。）及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえたうえで、地域の将来を見据えた整備を推進する。

なお、ここで言う路網とは、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を指す。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路 網 密 度	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ～15°)	車両系作業システム	110 以上	30 以上
中傾斜地(15° ～30°)	車両系作業システム	85 以上	23 以上
	架線系作業システム	25 以上	23 以上
急傾斜地(30° ～35°)	車両系作業システム	60<50>以上	16 以上
	架線系作業システム	20<15>以上	16 以上
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3 「車両系作業システムとは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

4 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、地形、地質、森林の有する機能等踏まえ定めるものとする。

また、矢巾町特定間伐促進計画の中で特定間伐等の実施が計画されている森林について、重点的に森林施業を推進する。

路網整備等推進区域 (林小班)	区域面積 (ha)	開設予定 路線	開設予定 延長 (m)	路網密度 (m/ha)	対図 番号	備考
該当なし						

岩清水—区域 (削除)

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）、岩手県林業専用道作設指針（平成 23 年 11 月 21 日付け森保第 872 号）に則り、適切な規格・構造の路網の整備を進める

イ 基幹路網の整備計画

開設 / 拡張	種類	区分	位置 (字、 林 班 等)	路線名	延長 (m) 及 び 箇所 数	利用区域 面積 (ha)	うち 後 半 5 年分	対図 番号	備考
該当 なし									

該当なし (削除)

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 8 日付け森整第 27 号）に則り、継続的な使用に供する森林作業道の開設を推進する。

森林作業道開設にかかる留意点については、次のとおり。

森林作業道は、目標とする森林づくりのための基盤であり、森林施業の目的に従って継続的に利用していくものであるから、対象区域で行っていく森林施業を見据え、適切な路網計画の下、安全な箇所効果的に作設していかなければならない。

路線は、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組合せに適合し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認するとともに、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

このほか、次の点に留意し、路線計画を立案する。

- ・ 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している箇所を通過するように選定する。また、線形は地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。
- ・ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、介在する人家、施設、水源地などの迂回方法を適切に決定する。
- ・ やむを得ず破砕帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画する。
- ・ 潰れ地の規模に影響する幅員やヘアピンカーブの設置を検討する場合は、森林施業の効率化の観点だけでなく小規模森林所有者への影響に配慮する。
- ・ 造材、積み込みなどの作業や、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。
- ・ 作設費用と得られる効果のバランスに留意する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 8 日付け森整第 27 号）に基づき、継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

~~基本車両系作業システムの作業を行うため、作業路は急傾斜地、尾根等を避け極力地形に沿った路線形とし、切土、盛土、及び捨土は最小限にとどめる。（削除）~~

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

(2) 山土場、機械の保管庫、山土場等木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備に関する事項

該当なし。

~~5 「急傾斜地」の〇書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。（第 7 の 1 表の脚注 5 に移記）~~

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業を生業としている林家は皆無の状態であり、森林組合や木材業者などの林業事業体への新規就労者は少なく、林業従事者の減少と高齢化が急速に進行している。

林業従事者の減少の要因については、林業を取り巻く環境が依然として厳しいこと、林業収入は通年的に安定した現金収入が見込めないこと、労働者の意識改革による労働・生活に対する価値観の変化などが要因として挙げられる。

これらの課題について地域全体で取り組み、今後増大すると思われる森林施業や事業量に対応できる体制を確保する必要がある。

そのため、北上川上流流域森林・林業活性化センターなどと連携して、林業従事者の育成及び確保のため諸施策を推進する。

ア 農業等との複合経営を推進して、林業後継者が安定的に林業経営を継続するため、林業技術の向上と、労働環境整備を図り、就労の安定化に努める。

イ 森林の持つ多くの公益的機能及び森林愛護思想を理解してもらうため、小中学生に対して、啓蒙普及活動を推進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町の森林の所有規模は、保有 2ha 未満の小規模林家が 9 割と大多数を占めている。現在使用している機械は、小型機械若しくは無いのが実情であり、機械化は立ち遅れている状況にある。

使用している機種としては、保育、地拵え等はチェーンソーや刈払機を、下刈り、除間伐も刈払機を使用している。また、伐倒造材は、チェーンソーにより作業が行われ、人力に依存する度合いが依然として高い。

地域林業の振興を促進するためには、木材需要の動向等を適確に把握し、森林施業にかかる作業体系を確立して労働力の軽減等を図り、経費の削減、生産性が向上する対策を推進する必要がある。

そのためには、北上川上流地域森林計画の方針に基づき新たな林業機械化システムの普及と、森林組合等事業主体との連携を図り、地形や作業条件等に適した高性能林業機械の導入を推進する。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐 倒 造 材 集 材	町内全域	伐倒造材 チェーンソー 集 材 なし	伐 倒 ハーベスタ 集 材 フォワーダ 造 材 プロセッサ グラップルソー
造 林	地拵、下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
保育等	枝 打	チェーンソー 枝打鋸	チェーンソー 自動枝打機

林業生産性の向上と林業労働者の安全な作業就労及び労働力の軽減化を図るためにも、高性能林業機械の導入は不可欠である。

しかしながら、高性能林業機械の導入に当たっては価格が高価なことから、個人で購入するには資金的にも困難であるため、森林組合等の林業事業体への導入を促進するとともに、施業委託を推進することにより効果的、計画的な森林施業の実施と、森林組合等林業事業体の経営の安定化に資することとする。

また、林業の機械化を促進するためには、安定的な事業量を確保し、効率的な利用を図ることが重要であり、そのためにも林家からの施業委託が積極的になされるよう啓発に努めるとともに、高性能林業機械が導入されている林業事業体への視察研修等を行い、知識を深める。

さらには、オペレーターを養成確保するため高性能林業機械オペレーター養成研修等において研修、講習会を受け機械操作技術の習得向上に努める。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

特用林産物（菌茸類）の生産については、地域の特産物として生産が定着している。特に、原木栽培によるしいたけは、県内の生産量の3/4を占め、市町村別では東北一の生産量を誇っている。産地としてのさらなる確立を図るため、新しい原木の導入補助や原木しいたけ生産施設の整備など経営基盤づくりに努める。

そのほか、乾しいたけを扱う株式会社岩手くずまきワイン椎茸事業部の事務所、しいたけ製品保管庫や生産団地もあり、これら施設の有機的な活用により今後一層木材及び特用林産物の生産流通に重要な役割を果たすと思われる。

今後は、生産の拡大を図り、盛岡地方しいたけ生産振興協議会と連携をとりながら、生産者の育成を進め、経営基盤及び流通体制等の整備、販路拡大の支援を図る。

また、管内には県内木材の流通拠点でもある岩手県森林組合連合会の木材流通センターや、岩手県木材市場協同組合の製材品市場などがあり木材流通の要を担っている。

林産物の生産(特用林産)・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)			計 画			備考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
貯木場等	南 昌		△ ₁	}	計画なし		
しいたけ製品 保管倉庫	南 昌		△ ₂				
しいたけ集出 荷施設	南矢幅		△ ₃				
しいたけ生産 施設	煙 山	71,000 本	△ ₄				
菌床しいたけ 培養施設	南伝法寺		△ ₅				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定しない

(2) 鳥獣害防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

被害の状況について、森林組合、矢巾町猟友会などと連携しながら、把握する。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やナラ枯れ等の森林病虫害被害の拡大を防止するため、総合的かつ計画的に被害対策を推進する。

被害対策の推進に当たっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

ア 松くい虫被害対策の方針

被害状況に応じた地域区分毎の対策の方針は次のとおりとする。

地域区分	被害状況	対策の方針
先端地域	被害発生地域の北端に位置し、被害が微弱な地域	繰返し完全駆除を行い、被害の再発を完全に阻止する
隣接地域	先端地域と高被害地域の間中に位置し、発生区域に限られ被害量が増加しつつある地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぐ
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る

(7) 松林機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施に当たっては、松林機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。松林機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

機能区分	松林機能	防除方法
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、各般の防除措置を徹底し、将来にわたって松林として保全すべき松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
被害拡大防止森林	松くい虫の被害対策を緊急に行わないとすれば、当該松林の被害が高度公益機能森林又は未被害地域の松林に著しく拡大すると認められる松林であって、樹種転換を推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）
地区保全	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を	予防（特別防除、

森 林	推進すべき松林のうち、高度公益機能森林への拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であって、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとまりをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林	地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
地区被害 拡大防止 森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、地区保全森林以外の松林であって、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）

(イ) 松林の健全化

被害が微少な松林において、被害木の駆除とあわせ被圧木、雪害木等の不用木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理（衛生伐等森林整備）を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとする。

伐採にあたっては、県が定めた「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（平成27年3月3日付け森整第799号）に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとする。

(ウ) 樹種転換の実施

被害が著しく成林の見込みがない松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るものとする。

松の混交率が低く、当該松を除去しても森林の機能を維持できる広葉樹林等では、感染源の除去を行うため、生立木除去を行うものとする。

(エ) 松くい虫被害木の有効利用

松くい虫被害木は、現場状況に応じ、積極的に破砕（チップ化）処理による駆除を行い、製紙用や木質バイオマス燃料用としての利用を促進するものとする。

チップ以外に利用が可能な被害木については、用途に応じた長さに伐採するなど、計画的かつ適切な管理のもとで利用を促進するものとする。

(オ) 松くい虫被害枯死経過木

枯死後1年以上駆除されずに放置された被害木について、いわて環境の森整備事業等を活用し、伐採及び整理を行い、人身被害及び家屋、施設等の損壊の未然防止並びに景観の保全を図るものとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

被害未発生地域への被害の拡大を阻止するため、監視強化による被害木の早期発見と適切な方法により駆除を実施し、被害の拡大、定着を阻止するものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、野生鳥獣との共存にも配慮するものとする

適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、皮剥被害を起こす恐れがあるニホンジカなどは、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

また、必要に応じ、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、現地調査などを行い、被害防止対策に取り組むこととする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、巡視・啓発活動を推進するとともに、背負い式消防水のうや軽可搬ポンプ等の初期消火機材の整備に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、矢巾町火入条例第2条の規定に基づく町長による許可を受けたうえで行うものとする。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成のために必要な条項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積
煙山、不動	1 林班～17 林班	615ha

(2) その他

森林経営計画の作成するに当たり、次に掲げる事項について十分留意し、適切に計画すべき旨を定めるものとする。なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公示された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの第2の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

町内には県内木材の流通拠点でもある岩手県森林組合連合会の木材流通センターや岩手県木材市場協同組合の製材品市場などがあり木材流通の要を担っている。

そのほか、地域の特産物として生産が定着している原木栽培による生しいたけは東北一の生産量を誇っており、乾しいたけを扱う株式会社岩手くずまきワイン椎茸事業部の事務所やしいたけ製品保管庫もあり、これら施設の有機的な活用により今後一層木材及び特用林産物の生産流通に重要な役割を果たすと思われるので、今後も、生産の拡大と経営基盤及び流通体制等の整備を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

近年の社会情勢及び盛岡市に隣接しているという本町の地理的条件が相まって、人口については横ばいとなっているが、余暇時間の増大や高齢化の進展などに伴い、今後は森林の保健・文化・教育的な利用に対する社会的要請は益々多様化・高度化するものと思われる。

このため、身近な森林でより生活に密着したふれあいの場、健康的な活動の場、地域住民が憩う交流の場として、森林を総合的に利用する。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)		将 来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
町営キャンプ場 (煙山森林公園)	城内	0.79ha	計画なし		①
水辺の里 マレットゴルフ場	南昌	1.83ha			②
森山パストラルパーク	南矢幅	4.14ha 遊歩道 展望塔			③

5 住民参加による森林の整備に関する事項

今後余暇時間の増大、高齢化社会の進展等に伴い森林に対する社会的要請は益々多様化・高度化するものと思われる。そのなかにおいて地域住民に森林の持つ公益的機能、山づくりの実践を通じて森林や林業の問題について理解を深めてもらうため、いわての森林の感謝祭への参加、森林づくりボランティア活動、岩手県緑化推進委員会の各種事業への参加を呼びかける。

また、森林は、流域住民生活の基盤をなす重要な社会資本として大きな役割を担っているが、林業生産担い手の減少・高齢化などによって森林整備は停滞傾向におかれている。そのなかにおいて、川上サイドでは、森林整備の停滞は、所有森林の資産的価値の低下、森林経営に対する意識の低下につながる危険性を持っており、将来の原木の安定的供給を実現するためにも大きな問題になる。一方川下サイドにおいては、木材の需給動向の変化、住宅建築に係る工法の変化、さらには木材に対する利用者の意識の変化等により、より加工度の高い工業製品化された商品が強く求められている。

このように、川上、川下においても問題点が山積している諸問題の解決に向けて、民有林・国有林の連携も視野に北上川上流域森林・林業活性化センターを中心に連携を図る。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区 域	作 業 種	面 積	備 考
該当なし			

7 その他必要な事項

本町の森林は、国有林、公有林も含め24%を占め、木材、特用林産物等の「林産物の生産」、治山、治水の「国土の保全」、水資源の涵養^{かん}、保健、レクリエーション機能、環境保全等多様な公益的機能を有しており、これらの機能の発揮を通じて、地域住民の生活と深く結びついている。

また、この貴重な資源を守るため、国有林等の関係者とも協力しつつ、山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事警防及び予防周知等を実施し、地域住民に対する防災意識の高揚を図るとともに、森林病虫害や災害に対する森林巡視の監視体制等の整備を図り、健全な森林づくりを推進する。